

## 第5 勧告

### (1) 認証遅延及び送付遅延の解消策の検討、市町村への技術的助言

国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の早期解消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる観点から、認証遅延及び送付遅延となっている原因を分析した上で、解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。

### (2) 土地所有者等の立会いの弾力化措置の運用事例の集約・整理、市町村への提供

国土交通省は、筆界未定の予防を促進する観点から、準則第30条第3項の適用に当たっての具体の運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要がある。

### (3) 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用実績に係る検証

国土交通省は、19条5項指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証する必要がある。

### (4) 法務局等による地籍調査への具体的協力内容を市町村等に周知

国土交通省は、都市部など地籍調査の実施が困難な地域における地籍調査を推進する観点から、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的内容や効果について周知する必要がある。

### (5) 地籍整備における法務局等と市町村の連携の促進

法務省及び国土交通省は、人口集中地区(D I D)における地籍整備を、より一層推進する観点から、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。

### (6) 地籍整備の進捗に係るデータの整合性に係る取組

国土交通省は、P D C Aに基づいた地籍整備を推進する観点から、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行う必要がある。